



目標（大項目） 4

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現に向けた取組は、あらゆる分野においてその視点を持って取り組むことが重要であり、その取組は、広範かつ多岐にわたります。そのため、区の所管課が連携し、円滑な事業の推進に努めるとともに、有識者や区民等の意見も取り入れながら幅広い視野を持って進める必要があります。また、状況や課題を適切に把握するための性別等によって分けられたデータを活用し、施策の検討や事業を実施する際に生かすことも重要です。

区は、おおよそ20年後のまちの将来像を描く目黒区基本構想を令和3（2021）年に策定しました。基本構想実現のための区政運営方針には、平和と人権・多様性の尊重を掲げ、年齢、国籍、性の在り方、障害の有無などに関わらず、個性や違いを認め合うことができる意識の醸成を図り、全ての人が互いの人権を尊重し合う地域社会をつくることを定めています。基本構想を男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重という視点で実現させていくため、本計画では、その全ての取組を推進する体制の強化を目標として掲げ、様々な枠組みを生かした取組を推進します。

課題（中項目） 4-1

計画の推進体制の強化

男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりにおいては、その取組を総合的かつ計画的に推進していくことが重要であり、目指す社会に近付けるためには、計画を推進する体制を更に充実させていく必要があります。

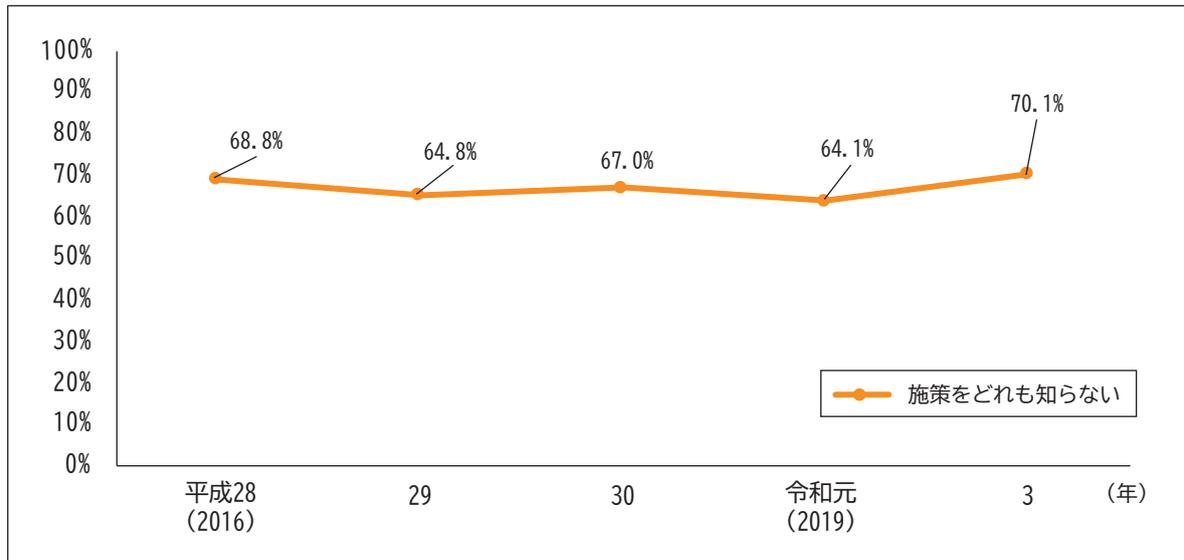
区には、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例や本計画、取組の拠点施設としての男女平等・共同参画センター、男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブズなどの枠組みがあり、それらをどのように活用して社会づくりを推進していくかが重要です。

現状では、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に向けた主要な施策等の認知度は低く、区が実施した令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、7割の人が「どれも知らない」と回答しています。男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の推進に当たり、周知啓発はあらゆる取組の基礎となるため、これらの取組を更に周知していくことが求められます。

本計画では、計画の推進体制の強化を課題の一つとして定め、枠組みの周知も含めて計画の推進体制の充実を図るとともに、拠点施設機能の充実や男女平等・共同参画センターのより良い在り方についても検討していきます。



【区の男女平等・共同参画関連施策を知らない人の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止。)

課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	70.1%	60%以下
目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.3%	20%以上

施策の方向（小項目）①推進体制の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
103	条例の理解促進に向けた取組	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例や、同条例で目指す社会づくりについての理解を促進するための取組を行います。	人権政策課	新規
104	担当者会議の活用	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を円滑に推進するため、人権・男女平等多様性推進担当者会議において調整を図りながら施策を推進します。	人権政策課	継続
105	男女平等・共同参画審議会の運営	男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等・共同参画審議会を運営します。	人権政策課	新規
106	男女平等・共同参画オンブズの運営	男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項等についての申出を処理するため、男女平等・共同参画オンブズを運営します。	人権政策課	継続



107	情報連絡会の実施	男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ、区の三者が情報を共有するため、連絡会を実施します。	人権政策課	継続
-----	----------	---	-------	----

施策の方向（小項目）②拠点施設機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
108	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	男女平等・共同参画センターが男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	継続
109	調査研究、情報収集及び資料室の充実	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための調査研究、情報収集を行うとともに、資料室を通じて情報提供を行います。	人権政策課	継続
110	相談事業の充実と連携	女性のための相談など、各種相談事業を実施し、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応します。	人権政策課	継続
111	学習の機会の提供	各種講座や講演会の開催を通じて、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた学習の機会を提供します。	人権政策課	継続
112	講座等における保育者の配置	講座等の開催に当たり、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。また、保育者を配置しやすくするために、保育者の登録を行います。	人権政策課	継続
113	学習・交流の場の提供	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
114	活動団体への支援	男女平等・共同参画センターの登録団体の施設利用を促進し、活動を支援するとともに、団体や利用者の交流を促進します。	人権政策課	継続
115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続



課題（中項目）4-2

計画の着実な進行管理

社会の変化に対応した取組を続けていくためには、本計画に定める施策の方向に基づき、それぞれの事業が適切に実施され、どの程度の効果を上げているかを確認するなどの進行管理を適切に行い、その後の取組に生かすことが重要です。

計画の着実な進行管理を行うために、区は、有識者や区民等で構成する男女平等・共同参画審議会に本計画の進捗状況に関する評価を諮問し、評価と併せて施策のより良い取り組み方等についての提言を得て、事業内容や実施方法を見直しながら取り組んでいきます。

施策の方向（小項目）①進捗状況の評価、改善

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
116	区民意識調査の実施	区民の意識を把握し、今後の施策推進の基礎資料とするため、男女平等・共同参画及び多様な性の在り方に関する区民意識調査を実施します。	人権政策課	継続
117	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	継続
118	計画の進捗状況評価の実施	事業実績調査と区民意識調査の結果を基に、男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価を実施します。	人権政策課	継続
119	年次報告の公表	毎年度、男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書を作成し、公表します。	人権政策課	継続
120	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区職員に対する意識調査を実施します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4-3

区民、事業者等との連携

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を広く社会に浸透させるためには、行政のみではなく、区民や事業者等の取組も不可欠です。そして、それぞれが主体的に行動することに加えて、暮らしに最も身近な行政機関である区が、区民や事業者等と連携して取組を行うことで、その効果は最も高まると考えられます。

条例においても、区、事業者及び区民が協働して社会づくりを推進することとしているため、幅広い分野の事業者等と多様な事業の実施方法を模索しながら連携し、意識啓発等に取り組まします。



施策の方向（小項目）①協働事業を通じた意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
121	区民・区民団体等との協働事業の実施	講座や講演会など、区民・区民団体等との協働事業を実施します。	人権政策課	継続
122	事業者等との協働事業の実施	企画の段階からNPO法人や大学、企業等と協働して、講座や講演会等を実施します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4-4

国、東京都、他自治体との連携

条例で目指す社会づくりを推進するために、区の枠組みを超えて取り組むべき課題等がある場合は、国や東京都との連携なくして進めることはできません。また、本区と同様、住民に最も身近な行政機関である他自治体と情報交換等を行うことは、取組に向けた視野を広げ、より多様で社会の変化に対応できる取組を増やすことにつながるため、積極的に連携し、区の施策に生かしていきます。

施策の方向（小項目）①国、東京都、他自治体との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
123	国、東京都との連携	国や東京都から提供された情報を共有するとともに、各種調査等を通じて情報提供を行い、連携を図ります。	人権政策課	継続
124	他自治体との連携	他自治体と男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する施策についての情報交換等を行い、連携して施策を推進します。	人権政策課	継続